

# 大府市家庭用防犯カメラ購入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の抑止及び市民の防犯意識の醸成を図り、安心して安全なまちづくりを推進することを目的とし、自ら居住する住宅に防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内で交付する大府市家庭用防犯カメラ購入支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「家庭用防犯カメラ」とは、居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）への侵入盗の未然防止を図るため、屋外に継続して設置する映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自らが居住する住宅に設置するために家庭用防犯カメラを購入した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けていない世帯の者であること。
- (3) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 大府市税の滞納がない世帯に属する者であること。
- (5) 転売を目的として家庭用防犯カメラを購入しないこと。
- (6) 購入後3年以上使用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 天災、事故等による破損等、自己の責に帰すべき事由以外の事由で家庭用防犯カメラを処分するとき。

イ その他市長が認めたとき。

- (7) 大府市内に存する事業者から購入すること。
- (8) 周辺住民等のプライバシーの保護に十分配慮した家庭用防犯カメラの適正な管理及び運用について承諾すること。
- (9) 前号までの要件に虚偽があったことが市から補助金の交付を受けた後に判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、家庭用防犯カメラ及び表示板を購入し、及び設置する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用

- (2) 家庭用防犯カメラの操作指導料
- (3) 既存の設備の撤去に要する費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める費用  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用防犯カメラを購入した日の属する年度の3月31日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）までに、大府市家庭用防犯カメラ購入支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラの設置等に係る領収書の写し
- (2) 購入した家庭用防犯カメラの規格がわかるカタログ、パンフレット、取扱説明書等の写し
- (3) 家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図
- (4) 同意書（申請者が所有権を有しない住宅に家庭用防犯カメラを設置する場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類等

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及び当該決定に条件を付したときは、大府市家庭用防犯カメラ購入支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに大府市家庭用防犯カメラ購入支援補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。